

アピール

本日、大阪高等裁判所第13民事部は、「年休権共同本人訴訟」いわゆる212裁判控訴審について訴えを棄却するという不当判決を下した。

この控訴審裁判は、大阪地方裁判所が年休権共同本人訴訟の判決で、私たちの訴えの争点をずらし会社の主張ばかりを鵜呑みにしたことにより控訴したものである。

休日勤務指定日に年休の取り扱いができるのか。休日勤務指定日は「労働日」なのか、「休日」なのか。年休時季指定した日に休日勤務をさせるのか。会社が時季変更権を行使した日に年休又は休日を復活させるのか。原告3名がバラバラな勤務指定をされている。このような無茶苦茶な取り扱いを容認するわけにはいかない。年休権裁判不当判決に対して控訴したものである。

私たちは、これまでの裁判闘争を通じて労働基準法とは何か、就業規則は何かを学んできた。そして、労働基準法、就業規則は、会社のためにあるわけではない。私たち労働者を守るものなのだ。

会社は、2019年12月までは、予備月勤務者の勤務指定を休日のみ記載していたが、私たちが裁判で闘っているなか、2020年1月から予備月でもほとんどの勤務指定を行なった。予備月の勤務指定を変更したのは、会社が不法行為を行ってきた証である。しかし、高裁でも不当な判決が行われた。

私たちの闘いを食い止めるため、他労組組合員を共感させないため行われた不当判決であると言っても過言ではない。

この裁判で勝ち取ったものは大きい。

裁判を最先頭で闘ってきた、原告の今田さん、山本さん、浦谷さんに敬意を表すと共に、これからの裁判を含め、今まで培ってきたものを最大限に利用し今後も闘っていかなければならない。

裁判を支えていただいた全国の仲間の皆さんに感謝を申し上げる。

団結を固く！闘いの道を押し開き！組織強化拡大へつなげよう！

以上アピールする。

2022年3月24日

JR 東海労働組合新幹線関西地方本部

JR 東海労大阪運輸所分会